

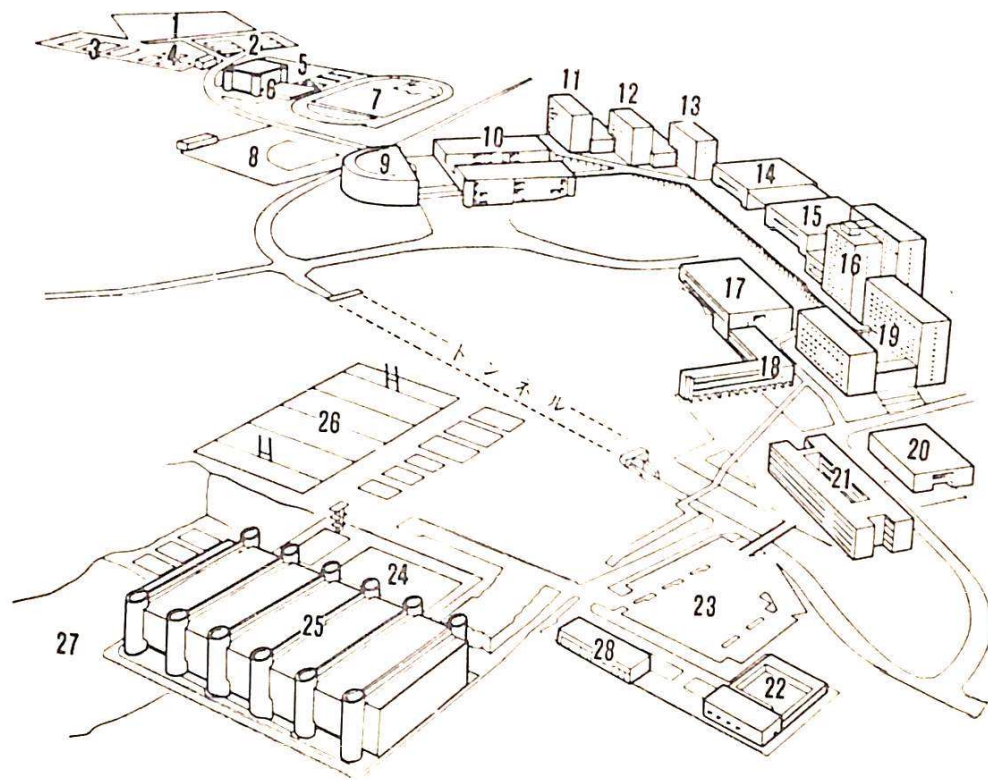
中大法曹

第 4 号



1977. 4 (51.9.2)

中央大学法曹会



- | | |
|---------------|--------------|
| 1 サッカー場 | 15 図書館 |
| 2 テニス場 | 16 研究棟 |
| 3 ハンドボール場 | 17 本部棟 |
| 4 テニス場 | 18 福利厚生棟 |
| 5 一般学生用フィールド場 | 19 文学部総合棟 |
| 6 第2体育館 | 20 エネルギープラント |
| 7 陸上競技場 | 21 学生関係施設 |
| 8 野球場 | 22 弓道場 |
| 9 大大教室棟 | 23 駐車場 |
| 10 大教室棟 | 24 プール |
| 11 経済学部棟 | 25 第1体育館 |
| 12 法学部棟 | 26 ラグビー場 |
| 13 商学部棟 | 27 馬場 |
| 14 食堂棟 | 28 サークル別棟 |

中 大 法 曹 第四号目次

会報第四号の発刊に当って……………	幹事長	小池	金市……………1
中大法曹会と中央大学……………	中央大学学員会会長	谷村	唯一郎……………6
多摩校舎について……………	中央大学理事長総長職務代行	渋谷	健一……………9
大学の近況（教学の立場から）……………	中央大学学長	戸田	修三……………15
日弁連会長就任にあたって……………	日本弁護士連合会会長	宮田	光秀……………20
学員会会則ならびに諸規程改正について……………	中央大学学員会会則等改正委員会委員長	龍前	茂三郎……………22
学校法人中央大学基本規定（寄附行為）検討委員会報告……………	検討委員会委員	木戸口	久治……………28
中大創立九〇周年記念事業募金現況報告……………	募金特別委員会委員長	入江	正男……………36
夢……………		大前	邦道……………38
法学教育と法律実務の谷間……………		寺西	輝泰……………39
入試数学と論理性……………		玉田	郁生……………40
大学問題特別委員会活動……………		鈴木	秀雄……………41
学生の頃から考えていたこと……………		本間	崇……………42
司法試験雑感……………		内野	経一郎……………43
学員のための学員会館の展望……………		大西	保……………44
中央大学済美会の学員会支部結成について……………		松家	里明……………45
中央大学法曹会会則……………			
中央大学法曹会事務局規程……………			

■ 表紙題字 小池金市

■ 表紙写真 中大多摩校舎

会員の請求による臨時總會召集規程	51
幹事候補者選出規程	51
中央大学法曹会役員委員等名簿	52
中央大学法曹会会員名簿	58
あとがき	100
会報編集委員会委員長	内山 弘



会報第四号の発刊に当つて

幹事長 小池 金市

一、中央大学法曹会が昭和二六年に創立されてから、五一年度は満二五周年に当る。本会も母校の司法試験合格者の増加につれ会員数が多くなり、今や二千近くになった。學員支部としても有力な南甲クラブ、国会白門会、体育会各支部その他支部と共に母校を支える責任の重みを感じる今日である。

二、本会は年一回の定期総会の外、幹事会、常任幹事会により会務の運営をする外、大学問題特別委員会、人事委員会、会報編集委員会、募金委員会その他年末設置した大学会館問題委員会と五つの委員会があり、極めて活発な活動をしている。私が何かの長に選任されると色々と仕事を考えてそれを強行する悪い癖があるので、スタッフの方々にはいつも御迷惑をかけて恐縮するが、今年度も随分と副幹事長、事務局長初め委員長以下各委員の方々に御無理をお願いした。それにも拘らず非常に積極的且つ熱心に事を処理して頂いて、かなりの効果をあげて下さったことは誠に有難く、この誌上をかりて改めて感謝の意を表したい。

今年度は当初の幹事会で、創立九〇周年記念事業寄附金を割当額以上に募金すること、会報と会員名簿を合せたものを発行すること、母校の法学教育のあり方について大学に参考意見書（仮称）を出すこと、以上三事項を

主目標とし必ず実現することが決議された。奨学会事業資金募金は本会では割当額を完納し、昨年の支部長会議の際会長から表彰状を受けている。九〇周年記念募金は割当額を越えるに至っていないので、この年度内に更に三百万円増額を目標に委員が努力しておられる。会報と名簿は委員長以下の工夫と努力で立派な印刷製本となることであろう。

大学問題特別委員会では、学員会の会則改正について本会の意見書を出す作業をした外は専ら法学教育のあり方の調査、検討、意見書の具体的作成に力を入れられた。月に何回も委員会が開かれ、毎回長時間熱心に審議されたり、自宅で原案を作り自費でコピーして配布されるなど、各委員の只管母校の発展を思う誠意と情熱には唯頭の下るのみであった。この拙文が発刊される頃には参考意見書を大学に提出する筈であるが、法曹会員の母校愛の結晶であることに思いを止められ、大学では将来の法学教育改善の資とされるよう切望する。

近年一般的傾向として、大学では入学すると多くの学生が勉強しなくなるといわれる。そして教師は、こうした多くの学生達にどうしたら勉強する意欲をおこさせることができるかに先づ苦心しておられると聞いている。このような現状をも考えて、私共委員会ではどうしたら母校法学教育の効果があげられるかそれを検討した訳である。常識的に一言で申せば、教育の効果をあげるには、良い施設を作り、良い学生を入れ、良い先生がより良い講義をされることにつきるといふことである。

私共は法曹会であるが故に法学部のみに参考意見を出すことにしたが、他の学部でも各専門分野の学員の意見を聞かれて、より良い教育のあり方を考えて頂くようお願いして止まないものである。尚私共が法学教育のあり方に熱心に取組んだ動機は、司法試験の成績の低下を憂えたことにあったのは事実である。しかし、司法試験合格者が増加すれば勿論それに越したことはないが、大きな目的は公務員その他公職につく人はもとより、会社その他一般職業につく法学部卒業生に、中大法科出身者らしい法の知識と理解力、それに見識と教養を身につけさせて

もらいたいことにある。大学は金を使って法職課程を開設されていることから、このコースから司法試験合格者を多く出したいと希望しておられることは推察される。しかし、その効果を急がれる必要はないと思う。むしろ一般的考え方として、法職課程は高度のクラスからは司法試験や公務員上級職の合格者を期待すべきであるが、それ以下のクラスでは法学部のカリキュラムで、なお学び足りないと思う学生や一部卒業生に、さらに法学の力をつけ加えさせるために実施するとの考え方であればよいのではあるまいか。

五一年度わが法曹会で特筆すべきことは、法職課程に在野会員の若い諸兄を三〇名特別指導講師（仮称）として送ったことである。これは法学部の英断で初めての試みであり、選ばれた三〇名の会員は極めて熱心に憲法、民法、刑法を中心として、一回二時間づつ一〇回、具体的問題を中心としたゼミ方式で講義が行なわれた由である。時には受講生の希望で教室の使用が許される限り三時間も講義し、教室で不足のときは街に出てレストラン、喫茶店等で、指導者の出費でお茶を飲みながらゼミを続けた人もあったようである。母校と後輩のためなら労を惜しまない若手法曹が多いので、今年度の経験に基づきさらにこの課程を改善して、次年度はさらに効果のあがる指導ができるよう特に期待をしている。

三、母校の多摩校地移転をいよいよ五三年に迎えることになり、今秋は新装なった新キャンパスで九〇周年記念と新校舎落成の大祝典が行なわれることになったのは学員として喜ばしい限りである。

多摩校地は、私の恩師故柴田甲四郎先生が理事長時代に今の敷地の約八〇％位を購入された。購入後、学内外で無用の土地を買ったと一部非難が出始め、故先生も心痛されたことがある。私共教え子が力を合せて大学から買取り、故先生の責任を軽くしようなどと真剣に話合ったこともあった。今思えば夢のような想い出である。

昭和四三年一二月から起きた母校の全学封鎖ストライキの最中である四四年五月に、金子理事長らと共に私も理事に就任し、主として学生担当となったが、八月スト解決後、理事会並びに教学内で教育施設の根本的改善な

くして母校の発展はないとの考えが急速に強まり、多摩校地に一部移転させるとの従来の考え方を早急に実現させるべく具体策の検討が始められた。そうして理事会では、教学側と職員側両方にまず移転案を作ってもらい、それを基本にして理事会の案を考え、進んで全学的な移転推進の機構を作ろうということになった。金子総長代行から教学、職員両方に案の作成を要請され、四七年五月末私共の任期満了前に職員側からは移転案が出された。しかし、教学側では、私の記憶では二学年迄移すか、或はある学部二つ位を移すかなど議論があつて、容易に案は出なかつたと思う。

移転の具体化がもう二、三年早かつたら土地価格規整などにかからず、土地処分も有利にできて移転がもう少しスムーズに行なわれたのではあるまいかなど、今にして惜しまれる。しかしその後、学員、教学の一部でなお強い移転反対があつたにも拘らず、理事者、教学のそれぞれの責任者の方が高度の判断をされ、あれから五年でいよいよ四学部の新キャンパス完成をみることになった。当局者の決断と実行に対し、心から敬意を表したい。

四、最近の学員時報に、在学生が書いた中大カラーに関する記事があつた。司法試験合格者の数より質が問題だと主張しているのはもっともである。

しかし、六〇人に一人の合格者では、教養、頭脳、根生、健康、不屈の意思、どれ一つ欠けても合格できない。当然質が良くなければ第一合格そのものができぬのである。

最近シンガポールに遊び、同国唯一の大学を見学した。小数の優れた学生を選抜して入学させるとのことで、卒業者は飛び抜けた待遇を受けている由である。国鉄の駅の数ほどあるという日本の大学では、余程優れたカラーと学問的特徴がなければ卒業生もよりよい世評を受けることは困難であろう。高校生になるまでに、個性もスケールも平均化した学生を、大学で個性豊かなスケールの大きい、しかも学力を持つ人物に育てなおすことは無理な注文かもしれない。

しかし、母校中大も多摩に良い施設は出来たし、良い先生方により良い講義をして頂けば、良い学生が多く集まり、必ず各学部に優れた特徴が生まれるに違いない。個性豊かなスケールの大きい人材が、続々と育つことも夢ではあるまい。"中大よ栄あれ"





中大法曹会と中央大学

中央大学学員会会長 谷村 唯一郎

中大法曹会会報『中大法曹』第四号が刊行されますことは洵に結構なことであります。とかく、この種の会報というものは、創刊号ないし二・三号で姿を消す例が多いのでありますが、『中大法曹』は益々内容を充実して継続発刊されるに至りましたことは、執行部各位のご努力の結晶であると考え、深く敬意を表するものであります。

中大法曹会の目的は「会員の親睦をはかり、中央大学の興隆と司法の発展に寄与する」ことになっております。そこで、この稿では、中大法曹会と学員会を含めた中央大学との関係がいかに緊密であるかをふりかえてみたいと思ひます。

まず第一は、中大出身法曹の「数」であります。判事・判事補が約三四〇名、検事が約三〇〇名、弁護士が約三〇〇〇名。これはそれぞれ全法曹人口の約三分の一を占める数に当たります。

また、ご承知のとおり、昭和五十二年度の注目の日弁連会長選挙で、一弁の宮田光秀君が選出されたのをはじめ、東弁会長に石井嘉夫君、二弁会長に松井宣君、その他主要な弁護士会の要職に多くの中大出身法曹が就任されております。

中大法曹会は「主に在京法曹」で組織されておりますが、地方に目を向けますと、たとえば学員会の七五の地域

支部のうち三三支部において、その支部長を弁護士である學員がつとめております。

まさに、「法科の中央」の伝統を担っていると申せましょう。

数ばかりではもちろんありません。

第二は、直接「大学人」に加わっていることであります。学校法人中央大学の歴代の理事・評議員、學員会役員に、多くの中大法曹會員が選任されておられます。近時の苦難する私立大学経営、山積する諸問題の衝にあたられ、その重大な責任を考えますと、ほんとうにご苦勞だと思ひます。

第三は、「事業資金寄付」であります。中央大学の創立八十周年記念、九十周年記念、學員会奨学会等の事業資金の募金活動をいたしますと、率先してご協力をいただき、常に目標額を大幅に上回る多額のご寄付を仰いでおります。

第四は、「大学に対する意見具申」であります。学校法人中央大学基本規定（寄附行為）の検討委員会、あるいは學員会会則改正委員会においてみられるように、意見具申に積極的であり、きわめて熱心であります。かつ、その意見には傾聴される点が多いのであります。

第五は、法曹会というよりも学研連関係者ということになりました。後輩すなわち司法試験受験者に対する「指導」に献身されておられることであります。受験者にとってこのうえないありがたいものであることは言をまちません。

以上思いつくまま、中大法曹会と中大との緊密な関係、固い絆を記しました。學員会一一三支部の中樞であり、中央大学の母体としての活動は全學員がひとしく認めるところであります。

中央大学は目下、文科系四学部の多摩校舎移転という大事業を遂行しております。幾多の困難な障害を一つひとつ突破しながら、ようやく本年六月竣工、十月落成式・創立九十周年記念式典挙行の予定であります。立派な、東

洋一を誇る大施設ができあがり、名実ともに一流大学と呼ばれる日が近づいております。

なかでも「中大法科」は永い歴史と伝統をもつものであり、これはさらに発展させなければなりません。「司法試験で中大、東大に敗れる」というようなニヒースはたくさんであります。伝統ある大学——立派な卒業生が多数活躍している大学には優秀な学生が集まり、おのずと大学の質はさらに向上する、という方程式からしても、今後中大法曹会に期待するところ大なるものがあるわけであります。

最後に、昨年から今年にかけて「鬼頭判事補問題」などが大きく世間を騒がせました。ことの真偽はともかく、法曹は国民から絶対に信頼される存在でなければなりません。中大出身法曹の各位におかれてはとくに、法曹のあべき倫理からも、中央大学の穩健中正の精神からも、法曹の聖職に努力して頂きたいと存じます。

民主主義国家の基盤をなす基本的人權の擁護、社会秩序の維持、正義の実現のため、また平和で文化的生活のできる日本のために、中大法曹がそのリーダーシップをとられんことを期待してやみません。

私も中大法曹会の一員ではありますが、会の発展と母校の興隆に一層のご尽力をお願い申しあげる次第でございます。



多摩校舎について

中央大学理事長
総長職務代行

渋谷 健一

中央大学法曹会第四号会報の発行に際しまして一言ご挨拶を申し上げます。

法曹界の第一線で日夜ご活躍なされておられます会員各位に対しまして心からお慶び申し上げますとともに、本学発展のため多大のご尽力を賜わっております谷村唯一郎先生、荻山虎雄先生をはじめ、会員各位に対しまして深甚なる感謝の意を表する次第でございます。

明治十八年、東京神田の地に創立されました本学は、今日まで幾多の有為な人材を社会に送り出しまして、以来おかげをもちまして昭和五十年で創立九〇年の輝かしい歴史を作ることができました。この輝かしい伝統のうえにさらに飛躍的發展を期して、皆様にはすでにご存知の通り、東京八王子市東中野にございます本学の多摩校地に移転することになりました。

明五三年四月から法、経、商、文の四学部の昼間部一・二・三年次生の授業を、五四年から同じく夜間部の一・二・三年次生の授業を、多摩キャンパスにおいて開始いたします。

そこで本学の多摩校地への移転の経緯と多摩キャンパスの概要につきまして、ご報告申しあげるとともにご紹介申しあげたいと存ずる次第でございます。

そもそも本学の多摩移転は、昭和三五年に東京都八王子市東中野に校地を購入したことから始まります。その後

年々隣接地を買収いたしましたして、最終的には四八万七、五四五平方メートル（約十五万坪）となりました。この多摩校地は、四一年教養課程移転問題審議会の審議および評議員会の議を経て、教養課程の移転および体育施設の集中化の計画が検討され、四二年にこの計画にもとづく造成工事を施行いたしました。しかしながら一方四〇年頃から数年間にわたった学生会館管理運営問題および学費改訂問題に端を発した学園紛争の活発化に伴い、この計画は実施できないままでおりましたところ、教育研究施設が狭隘となりましたので早急にこれら施設の充実改善が目下の急務となりました。そこで先に申しあげました計画を全面的に再検討する必要に迫られたのでございます。

四二年研究教育問題審議会が設置されまして、「教学施設の充実について」の理事長諮問を集中的に検討することになったのでございます。この研究教育問題審議会の答申を具体化するため、教学施設充実問題特別委員会が設置され、ここで多摩移転に向けての基本方針を策定いたしましたのでございます。

その後四八年から教学施設充実実施計画推進本部を設け、移転の実施案作成の具体的作業に入った次第でございます。

この実施案は「中央大学施設充実実施計画案」として四八年一二月の評議員会の承認を得、さらに四九年十二月の評議員会でこの建設計画に伴います「予算基本計画案」が承認されたのでございます。

このようにして、本学は長期にわたる検討の結果、教育の高度化、多様化の時代を迎へ、教育施設の充実・改善を図り、人口の都市集中化現象による教育環境の悪化を回復することを大きな目的として、本学九〇周年を機会に東京神田の地をはなれ、多摩校地において本学百年の大計を樹立することに決定をいたしました次第でございます。

神田駿河台の校地は、法、経、商、文四学部約二万九、〇〇〇名の学生の教育研究施設といたしましてはあまりにも狭隘であり、また体育施設も交通機関を利用して現地におもむく現状であり、理想的キャンパスのもつ教育環境からはほど遠い現状であります。その上都心にこれ以上の敷地を求めることはできず、駿河台校舎の増改築にも

法的規制が厳しいこと等から、由緒ある駿河台校地をはなれて多摩校地を研究教育施設として、また体育施設を含む理想的キャンパスとして、完全に利用することこそ、本学の将来的発展への道であると確信いたす次第でございます。このような厳しい事情を経たのち、五〇年四月一日、多摩校地において建設工事が開始されたのでございます。

この工事が開始されました今日まで二ヶ年の月日が経過いたします。延五〇万人を投じた多摩校舎建設工事も順調に進行し、建物のコンクリト打ちは二一棟の建物についてほとんど終り、建物によりましては内、外装工事も終つてシルバークレーの外壁に春の陽ざしを受けながら開校の日を待つており竣工引渡しは予定通り本年六月に行います。

多摩校地は東西に約一、三〇〇メートル、南北に四五〇メートル、総面積約一五万坪におよび、現在の駿河台校地から西北西約三五キロメートルの地点に位置いたしました。多摩丘陵都立自然公園と北側に接し、南は稲城丘陵にまたがる多摩ニュータウンの住宅群を望むところにございます。この校地は都市計画法による市街化調整区域に指定されており緑豊かな樹木に囲まれた丘陵の山あいには、今なお水田や畑等がみられ、まさに本学の校歌の一節にある「草の緑に風かおる丘」にあると云うことができます。

多摩キャンパスは機能上あるいは管理上、建物部分を正面中央に配し、体育施設をその左右に配置してあります。敷地面積約一五万坪に対しまして、建物の延床面積約五万三、〇〇〇坪で駿河台校地の二三倍、校舎の二・二倍の規模でございます。建物部分は図書館と研究棟を中心に構成され、正門よりメインストリートを約三〇〇メートル進みますと、四階建の図書館と一二階建ての研究棟が見えてまいります。百数十万冊収蔵のスペースを有する図書館の四階には、一〇〇〇席の閲覧座席を有する開架図書室をはじめ、数々の新しい試みが採り入れられております。図書館右手の研究棟は保健センター、各種研究所、教員研究室をはじめといたしまして、近代的視聴覚機械

を備えた視聴覚センター、電算センター等から成っております。その手前に文学部総合棟があり、ペDESTリアンデッキ（人口地盤）をはさんで、手前が本部棟になります。図書館から向って左手に食堂棟があり、学生食堂、書籍売場、日用品売場、理髪店、喫茶室等から成るこの食堂棟は教職員・学生の生活の場、憩の場と云うことができませう。さらにその左手前にそれぞれ独立した七階建の法・経・商三学部棟があり、小教室を中心としたこれら学部棟は、それぞれゼミ教室、語学教室、小・中教室と学部図書室および学部事務室等から構成されております。これらの建物に囲まれて大きな池があり、この池のまわりもやがては学生達の語らいの場となることとせう。

三学部棟からペDESTリアンデッキを通じさらに南側に大教室棟、大々教室棟と続きます。この多くの学生を対象とする講義用教室は、従来のチョークと黒板という教育メディアの他にO・H・Pと云はれます拡大投射装置を採用しております。また、大々教室は電動式可動間仕切りで仕切られ、八〇〇名収容教室二室と六〇〇名収容教室一室の計三室から成っており、その間仕切りを電動式で除きますと二、二〇〇名収容教室として利用することができ、またここではカラー受像機、カラーVTR・カラーカメラ等のカメラテレビ映像信号を入力として、そのカラー画像を大型スクリーン上に拡大投写するカラープロジェクター・AV装置が採用されております。

さらに、これら講義用教室へは身障者用エレベーターが用意されているとともに、大々教室の両サイドには、身障者用スロープが設けられております。

これらの建物を中心としてその左右には、体育施設があります。広さ約三万坪のこの施設は右側にラグビー場をはじめ、屋外プールおよび三階建の第一体育館が配置され、左側には野球場、階上競技場をはじめ、一般フィールドおよび温水プールのある第二体育館やサッカー場が配置されております。これらの体育施設には、それぞれ夜間照明が施され、夜間部学生の利用のためにも十分な配慮がなされております。体育施設を除く建物は高低差のある自然環境・地勢の関係から、有機的に構成され、すべての建物群は、人口地盤（ペDESTリアンデッキ）によって

連絡され、室の内外にはプラザ、テラス、ホールを十分に配置することによって学生と教職員および学生間のコミニケーションの場を十分に保障しております。

このように、大学は間もなく本学百年の大計である一大建設事業を終ろうとしております。今後は、この施設をいかに運用し、いかに教育研究の内容を充実するかにかかっております。

研究・教育環境を充分考慮したこの郊外の地に、大学の施設を集中的に建設することは、おそらく我が国公私立大学の中でも例をみないこととございませう。大学が、戦後急激な学生の増加によるマスプロ教育、そして、それらを解消するためになされた学費改訂、これに端を発する学生運動の激化と云う大学における戦後三〇年の歴史を経て、その本来のあり方を求めて都心から郊外へ移動しようとしております。

しかし、今日の私立大学にとりましては、郊外への全面移転は容易なことではございません。本学がこの大事業を完成しようとしているのも、十数年前に敷地の買収が終了していたこと、四二年にはすでに造成がなされていたこと、現状においては教学施設の充実改善は、多摩校地を完全に利用することによってのみ可能であるとする本学教職員一致の意見によるものであること、都市計画法による市街化調整区域における既存の権利者としての建築のタイムリミットがあったこと、私学振興財団を通じて文部省の厳しい指導と協力がえられたこと等、本学にとってはまことに幸運であると思う次第でございませう。

郊外に敷地をもつ大学の多くがそうであるように、本学の多摩校地も市街化調整区域にございませう。その結果として、周辺道路の整備、上水道の確保、下水道の整備、電気設備等に要する公益費を自己の負担において施工しなければならぬとともに、交通路線確保のために多額の先行投資を強いられるのでございませう。私立大学がその失なわれた環境と施設を回復しようとしても、現状ではこうした困難を自らの負担で解決してゆかなければなりません。本学の尊い資産でございませう駿河台校地を処分せざるを得なかったことは私といたしましてもまことに残念でございませう。

ございます。しかし多摩丘陵の広大な校地に新しく中央大学校舎の雄大なる偉容を頭に描くとき、真の学園的環境のなかで、希望に満ちた学生達が楽しく語り合い、幸福な姿を想像いたしますとき、本学の浮沈をかけたこの大事業の完成なしには将来的発展はありえないと確信する次第でございまして、いかなる努力をはらっても完遂いたさねばなりません。どうか今後も特段のご協力をお願い申しあげる次第でございまして。





大学の近況

— 教学の立場から —

中央大学学長 戸田修三

一
桜のつぼみがほころびはじめる頃になると、永年馴れ親しんだ卒業生との別離のときが訪れますが、この一抹の寂しさがただよう感傷のひとつときが過ぎると、うららかな陽光のもと、希望に胸ふくらませて白門をくぐる新入生を迎え、学園は活気を呈しております。われわれ教職員は、この繰り返えしのなかで喜びや悲しみを味わい、哀歎のひとつときを過ごす宿命を負っているわけです。

二
本年も云る三月二十五日、昨年を引きつづき、大講堂において、学部別・昼夜間部合同の形式で、第九十四回卒業式を取り行いました。また、昭和五十二年度の学部入学試験は、二月十六日の法学部法律学科を皮切りに実施されましたが、試験の妨害など全くみられず、きわめて平穩裡に無事終了することができました。本年度の入学志願者は昼・夜合計七二、三七七人で、昨年と対比して二四〇三人の増加となっております。多摩移転問題の影響が、夜間部において一、〇六八人減というように若干みられはしたものの、昼間部においては三、四七一入増で、むしろ教学施設の充実・強化が多くの受験生の共感と呼んだものと評価することができると思います。

その多摩移転問題であります。各方面のご理解とご支援のお蔭で、とにもかくにも本年五月末には、多摩校舎の竣工・引渡が予定される段階までこぎつけることができました。その点、今日までこの大事業の遂行に協力と助言を惜しまれなかった無数の方々、とくに法曹会の諸先生のご指導に思いを致し、感謝の気持ちで一杯であります。そして、物心両面にわたる二十六万学員の支えを背景にした法人役員と教職員の「団結の力」こそが、この大事業遂行の原動力となつてゐるという事実を忘れてはなりません。いままさに多摩新校舎完成の日を目前にして、この感を強く抱くものであります。ここに本学一〇〇年の大計の礎が築かれ、永年にわたる本学の悲願が漸く達成される目途がついたわけでありますが、格言にも「百里を行く者は九十里を半ばとす」という言葉があるくらいですから、このところ緊禪一番、大学全構成の結束を固め、円滑な移転計画の実施と、その後の教育内容の眞の改善、充実を図ることに意を尽さねばならないと決意を新たにしております。けだし、研究・教育内容の充実が成つてはじめて、多摩問題完成の日を迎えることができます。単に建物や施設の完成という物的施設の竣工のみをもって万事成れりということは許されません。「ローマは一日にして成らず」という格言も、そういう意味をこめて理解すべきものと考えています。

大学が研究と教育によつて社会的責任を全うすべき使命を担つてゐるとするならば、そのための条件づくりこそが法人・教学に与えられた主要な仕事であることはいふまでもありません。その意味で、他のどの私学にもひけをとらない立派な多摩キャンパスができた以上、これを十分に活用し、教学内容を充実することこそが、教授会をはじめ教学に課せられた重大な責務であると考えます。なかんずく、法学教育については、今後、法曹会その他各方面のご意見とご教示を仰いで法学部における正規の授業の改善・充実を図ることは当然であります。それと併せ、三年有余にわたる「法職特別コース」の成果と反省を基礎に、実務教育の面、とくに司法試験その他の国家試験において、優秀な成績を収めなければならぬと考えております。なおこの機会に、法曹会の新進実務家や司法修

習生の方々から「法職特別コース」のゼミナールに熱意溢るるご指導をいただきましたことに対し、深く感謝しなければなりません。そして、多摩移転を契機に法学教育におけるカリキュラムの抜本的検討を行うなかで、大学の基本をアカデミズムにおきながらも、実務教育においてもまた本学の社会的評価を高からしめるよう努力する所存であります。

三

前述のごとく、多摩新校舎の竣工、引渡が本年五月末に予定されていますので、具体的な多摩移転の時期・形態などについて、研究教育問題審議会および各学部教授会を中心に鋭意審議・検討をかさねてきましたが、その結果昼間部については昨年七月十二日付で、夜間部については昨年十月四日付で、それぞれ研教審委員長名で総長職務代行の諮問に対し答申いたしました。それによりますと、「昼間部については昭和五十三年四月より一・二・三年次の授業を多摩校地で開始する。従って、現在の在學生については、一年次のみ（註本年四月以降、一・二年次生のみ）三年次より（註本年四月以降は二・三年次より）多摩校地で授業を実施し、二年次生以上（註本年四月以降は三年次生以上）は昭和五十四年三月まで駿河台校地で授業を実施する。」というものであります。したがって、これを要約すれば、現在の一・二年次生が来年四月、それぞれ二・三年次生になったときは、多摩校地で授業を実施し（来年四月の新生を含め）、現在の三年次生以上は、昭和五十四年三月まで駿河台校地で授業をうけ、原則として駿河台校地で卒業することになります。また、夜間部については、「昭和五十四年四月より一・二・三年次の授業を多摩校地で開始する。従って、現在の在學生については（註本年度の新生を除く）、昭和五十五年三月まで、駿河台校地で授業を実施する。」というものであります。すなわち、この答申によりますと、本年度の新生は、三年次生になったときから多摩校地で授業を開始することになりますが、現在の二・三・四年次生は駿河台校地で授業をうけ、原則としてここで卒業することになります。なお、「昼間部が多摩校地へ移転する昭和五十三

年四月から、夜間部が多摩校地へ移転完了する昭和五十五年三月までの間は、キャンパスが多摩校地と駿河台校地の二カ所に分れることを余儀なくされるので、特に夜間部学生の勉強条件に支障をきたさないため、図書費について特別の措置を講ぜられたい。」旨、ならびに「教職員および学生の多摩校地への通勤、通学のための交通問題ならびに学生の下宿問題などの解決にあたっては、その条件確保に更に努力を傾注されたい。」旨、その他、多摩校地移転に伴って発生する問題点を指摘して、若干の要望を附加し、答申しております。

なお、多摩移転の時期、形態が右に述べたような方法で実施されます結果、昭和五十三年度と五十四年度の二カ年間は、本学の文科系四学部の教育・研究が、多摩校舎と駿河台校舎の二カ所に分れて行われることになりすために、駿河台校地における教学責任体制はどうなるのかという問題があります。この問題については、現在、研究教育問題審議会と各学部教授会を中心に検討が進められておりまして、近く結論が出されるはずであります。

このようにして、法・経・商・文四学部の教学施設充実問題は、各方面のご支援とご理解をえて、ほぼ完成の目途ができましたが、理工学部の充実問題は多摩移転問題の影響を少なからず被って、一歩立ち遅れを余儀なくされておりました。しかし、過般行われました理学関係の文部省視学官による実地視察の結果の指摘をまつまでもなく、理工学部には検討すべき問題点が余りにも多く存在しその改善・充実が焦眉の問題となっております。そこで、昨年九月十四日、総長職務代行から、「理工学部施設の充実」について諮問をうけましたので、研究教育問題審議会と理工学部教授会において種々検討を重ねた結果、去る一月二十四日付で、「理工学部増築計画案」に基いて理工学部施設の充実を早期に実施されたい旨の答申をいたしました。多摩移転をひかえ、本学の財政事情その他本学をめぐる諸条件はきわめて厳しいものがありますので、それを考えますと若干の躊躇を感じないわけではありませんが、大学が社会に対し負っている教学責任はきわめて重大でありますし、また、理工学部における現在の研究・教育条件の劣悪さに思いをいたすとき、やはり法人・学员、その他各方面の理解と協力をえてその実現を願わずには

おれないのであります。

四

教学条件整備の環境づくりにおいて看過することができないいま一つの柱として、私達はつねづね暴力問題を挙げております。現在、学内における過激派学生の動きは、全般的にみてその影をひそめておりますが、これは法人・教学一体となって取り組んできた大学本来の姿を取り戻すための永年にわたる努力の成果であると考えますが、今後とも学内正常化のための努力をたえずつづける所存であります。

いったい大学のキャンパス内に、ひとかけらでもヘルメットやゲバ棒が存在していたのでは、研究・教育の府としての「大学」のイメージは育ちえません。大学が「権力」をもたない以上、全構成員ひとりひとりの理性によって暴力一掃の輪を形成し、学びがいのある大学づくりに意欲的に立ちあがる必要があります。装いを新たにした多摩校舎からはいっさい暴力的な要素を払拭しなければなりません。その意味で、新校舎が開校される来年四月を目前にして、本年こそがこの問題に決着をつけるべき最後の年であると痛感しております。

五

本年は元旦以来、厳しい寒さにもかかわらず、雲のかげりすら感じさせないほどの快晴の日がつづき、近來稀れな日和つづきの新春を迎えました。これがそのまま本学のこれからの一年間を象徴するかのように思われてなりません。すなわち、今年の本学の運勢は、苛酷な経済的条件に呻吟することはあっても、無限の明るい展望をもち、大きな期待と、希望につつまれた一年だと確信いたします。学員各位におかれましても、私達に対し倍旧のご支援とご叱正を賜わらんことをお願いして、大学の近況報告に代えたいと思います。



日弁連会長就任にあたって

日本弁護士連合会会長

宮田光秀

昨年の秋頃から欧米での洪水や豪雪、中国での干ばつ、また東欧での大地震と相つぐ地上の異変は、何か不気味なものを感じます。わが国の今冬も「暑さ寒さも彼岸まで」の諺をさかなでするかのような異常寒波に見舞われ、花見酒も氣勢がありません。

しかし、四月ともなればいつもとかわりなく世の風物は装いをととのえて新しい年度を歓迎することとせう。あと満一年を経過すれば、昭和五十三年四月われわれの母校中央大学は、八王子の多摩校地に移転することになっております。

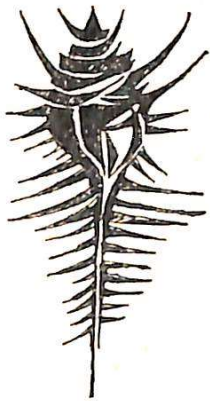
明治十八年神由の中心街に創設された母校は、先人達の偉大な努力によって隆盛の一途をたどり、法曹界に幾多の俊秀をおくり不滅の功績を打ちたててきました。この光輝ある伝統と榮譽のさらに飛躍的な発展を期してこの快挙となったのであります。汚染と雑踏の街と化した神田を避けて太陽と緑を存分に抱えた多摩丘陵に聳立する近代建築の粹を集めた白亜の校舎で学業に専念できる後輩達に対して期待と羨望の念を禁じえません。

本年二月わたくしは、日弁連の会長選挙に出馬し、日弁連における第一回目の会員の直接投票による試練を受けましたところ、幸い会員各位の多大なご支援をえまして当選することができました。まことに身にあまる光栄と感

激いたしております。選挙運動にあたっては全国各地で活躍されております母校出身の会員の方々、わけでも中大法曹会東京支部の会員の方々には日頃疎縁にもかかわらず、ただ同窓であるとのことでご推挙を賜り、とくに終盤にいたっては母校の理事長、学長その他の役員の方々の格別なご推薦をいただき混戦のなか余裕をもって戦い抜くことができました。これひとえに先人達が創立以来九十年にわたって蓄積された母校の恩恵と深く感謝いたしております次第であります。

いよいよ数日後にせまりました四月一日から日弁連会長に就任することになります。四十年有余の往昔、大志とロマンに胸をふくらませて白門をくぐったあの青春の気魄をよみがえらせて日弁連の将来の展望、今日的業務の執行にと全能を投入し、先輩、同僚の皆様方のご期待に応える所存でございます。今後一層の心温まるご教導ご叱正を賜りますようお願い申し上げます。

右お礼を申しあげますとともに、就任のご挨拶といたします。



学員会会則ならびに諸規程改正について

中央大学学員会会則ならびに
諸規定改正委員会委員長

龍前 茂三郎

一、改正の経過

現行中央大学学員会会則は昭和四一年五月に一部改正されたまま現在に至っている。昭和四四年一月二三日開催の幹事会において「学員会会則ならびに諸規程の改正について」と題する議案が上程され、審議の結果、会長、副会長、常任幹事において改正の必要があると認められる条項、あるいは削除または補足を必要とする条項を指摘して改正案を作成、検討することとされ、一部常任幹事等から改正点の指摘があったが、改正案を作成、検討するに至らないまま立消えに終わった。

その後、学員数の飛躍的増大と、学員会運営の実際の見地から会則改正の必要性が指摘されるに至ったので、昭和五〇年七月一七日の幹事会において「中央大学学員会会則ならびに諸規程改正委員会設置要項」が承認可決され、一一名の委員で構成する改正委員会において、会則ならびに諸規程を総合的に検討し、時代に即応した改正案を作成することとなった。そして会長指名により次の諸君が委員に選任され、互選の結果、委員長に私、副委員長に崎田直次委員が選任された。

石田 寅雄	市橋 千鶴子	白田 義弘	小野 三郎	荻山 虎雄
木戸口 久治	佐藤 文二郎	崎田 直次	山本 清二郎	龍前 茂三郎
川 添利幸				

委員会は昭和五〇年一〇月九日を第一回とし、昭和五二年三月一〇日の第二五回まで毎月一回の割合で開催され、毎回殆ど全委員出席の下に、主として木戸口委員作成にかかる素案をたたき台として熱心な討議を重ねた結果、漸く右の第二五回委員会をもって会則ならびに諸規程全部の改正作業を終り、去る三月二八日の答申案起草委員会において、改正理由と答申書原案の作成、検討を終ったので、来る五月開催の協議員会において改正会則案等が上程、審議されることとなるのであろう。

二、会則改正の要点

今回の会則等改正案は総合的かつ全面的であって、そのすべてをここに網羅することはできない。そこで改正点のうち比較的重要と思われる事項を摘出して若干の解説を試みることにする。

(1) 学員会の事業の中に「学員会館の管理、運営」という一号を加えることとした。これは御承知のとおり母校中央大学の多摩移転にともない、駿河台校地は殆ど売却されることになったが、現在の「大学会館」は建設当初の趣旨にそって「学員会館」として存置することとし、その管理運営を学員会に委譲する旨の同意を得ているので学員会の事業の一つに加えたものである。

なお現在「学員会館管理運営委員会」において管理運営の具体的方策を検討中である。

(2) 学員の資格を単に「学校法人中央大学基本規定（寄附行為）」に定める学員」とした。

学員の資格については、現行会則では「学校法人中央大学の設置する学校（研究所を含む）の卒業生」……となっていて、附属高等学校の卒業生も当然学員に含まれることとなるのであるが、これを中央大学の設置する大学の卒業生に限定し、附属高等学校の卒業生は除外すべきであるとの論議がなされたが、大学の基本規定第二七条第二項との関連において問題があるので、当面、学員の資格として単に「学校法人中央大学基本規定（寄附行為）」に定める学員」と定めるとどめ、今後基本規定第二七条第二項を整備、改正するよう大学の基本規定検

討委員会に意見具申することとした。

- (3) 役員、協議員の数で大巾に増加した。現行会則に定める協議員五〇〇名以内という数は昭和四一年五月學員一五万五〇〇の名の時代に決定されたものであるところ、その後一〇年を経て學員数も二五万余名と大巾に増加し、また支部の数も一一三を数えるに至つたので、母校と學員会、本部と支部の緊密化をはかるため協議員を一〇〇名増員して六〇〇名とすることとし、これにともない、副会長を二名、常任幹事を五名、幹事を二〇名、會計監事を二名それぞれ増員して、副会長七名以内、常任幹事二〇名以内、幹事七〇名以内、會計監事五名以内とするにとした。

- (4) 役員の選任については結局選出規程を設けず、協議員会において適切妥当な方法により行うこととなつたが、特に幹事、會計監事の選任については選考委員会を設けて選出することが望ましいとした。

- (5) 名誉会長の制度を廃止し、顧問、参与は任期、議決権のない終身役員として位置づけることとした。

顧問は会長経験者に限ることとし、また参与は現行会則では副会長経験者と常任幹事三期以上在任者に限られていたのを改め、「本会の発展に功勞があつたと認められる者」のうちから委嘱することとし、別に委嘱基準を設けることとした。

- (6) 定時總會および定時協議員会の開催時期を毎年三月中とすることに改めた。

現行会則によれば定時總會および定時協議員会はいづれも五月中に開催することとなっているが、評議員候補者推薦委員会委員の選出や、幹事、會計監事等學員会役員の選考委員会委員の選出のためには協議員会を三月中に開催する必要があるので協議員会および總會の開催時期を毎年三月中とすることに改めた。

- (7) 協議員会の招集請求権者を協議員一〇〇名以上とし、一般學員の協議員会招集請求権を認めないこととした。

現行会則によれば協議員会の招集請求権者は協議員五〇名以上、または學員一〇〇名以上とされているが、協

議員でない学員に協議員会の招集請求を認めるのは理論的に問題があるのでこれを削除することとし、また協議員の数を一〇〇名に増員したので招集請求者の数を一〇〇名以上とすることとした。

(8) 総会および協議員会における議長、副議長はその都度選任することとした。

執行機関と議決機関を分離するため現行会則による、会長を議長、副会長を副議長とする制度を改め、総会および協議員会において毎回議長、副議長を各一名選任することとした。

(9) 総会、協議員会および幹事会の附議事項を明確にした。

(10) 委員会を設ける場合の根拠規定を新設した。

(11) 学員会奨学会の根拠規定を新設した。

(12) 学員会費を金二〇、〇〇〇円に増額することとした。

現在学員会費は終身会費として金一五、〇〇〇円であるが、諸物費とくに郵便料金の値上げのため金二〇、〇〇〇円に増額改訂することとした。学員会費納入者には「学員時報」が無償で配布される。

(13) 会計年度を毎年一月一日より一二月三十一日までとすることに変更した。

現行会則では会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日までとされているが、定時協議員会開催日を毎年三月中としたため、これにともない会計年度も変更することとしたものである。

三、諸規程の改正

(一) 評議員候補者選出規程

評議員候補者選出規程そのものは改正の必要はないとされたが、第三条第三項による評議員候補者の選出に当っては左記推薦基準によることが望ましいとされ、これを内規とするか、もし内規としない場合にも推薦委員会の運用上その趣旨の徹底を図りたい旨会長に申入れることとした。

評議員候補者推薦基準

- (1) 学校法人中央大学基本規定（寄附行為）第二七条に定める被選資格者であること。
- (2) 中央大学および中央大学学会の興隆発展に熱意あると認められる者であること。
- (3) 学会費を納入し、かつ中央大学の記念事業および学会の事業に相当の貢献をした者であること。
- (4) 新たに評議員に推薦する者については年齢七〇歳未満、任期満了者で再度評議員に推薦する者については年齢七五歳未満であること。

ただし中央大学または学会に功勞のあつた者のうち推薦委員会において推薦を適當と認める者はこのかぎりでないものとする。

- (5) 任期満了者で再度推薦する者については任期中に開催された評議員会への出席状況その他を勘案し評議員としての職責を果したと認められる者であること。

- (6) 次の者は評議員の推薦対象から除外すること。

- ① 本人より辞任の申出のあつた者。
- ② 破れん恥行為により有罪となつた者。
- ③ 健康その他の理由により評議員としての職務を完遂することが困難と思料される者。

(二) 支部設置規程

- (1) 支部の設置については会長に申請し、その承認を受けることとした。支部規約の改正についても同様とした。
- (2) 支部設置の基準を厳格にし、所属会員一〇〇名以上で、全員が学会費を納入していることを要件とした。
- (3) 支部の協議員候補者推薦権を明確にした。
- (4) 支部会員の變動および支部の活動状況の報告義務を定めた。

-
- (5) 支部承認の取消に関する規定を設けた。
(6) 支部設置基準に達しない団体の育成強化に関する規定を設けた。

